

令和 6 年 9 月 20 日 付け 県 公 報 第 554 号 を も っ て 公 告 し た 公 共 測 量 は、 次 の と お り 終 了 し た の で、 測 量 法（ 昭 和 24 年 法 律 第 188 号 ） 第 39 条 に お い て 準 用 す る 同 法 第 14 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 公 告 す る。

令 和 7 年 5 月 27 日

静 岡 県 知 事 鈴 木 康 友

測 量 機 関、 作 業 の 種 類 及 び 終 了 年 月 日

測 量 機 関	作 業 の 種 類	終 了 年 月 日
掛 川 市	公 共 測 量（ 基 準 点 測 量 ）	令 和 7 年 3 月 31 日

=====

令和 7 年 3 月 21 日 付け 県 公 報 第 605 号 を も っ て 公 告 し た 公 共 測 量 は、 次 の と お り 終 了 し た の で、 測 量 法（ 昭 和 24 年 法 律 第 188 号 ） 第 39 条 に お い て 準 用 す る 同 法 第 14 条 第 3 項 の 規 定 に よ り 公 告 す る。

令 和 7 年 5 月 27 日

静 岡 県 知 事 鈴 木 康 友

測 量 機 関、 作 業 の 種 類 及 び 終 了 年 月 日

測 量 機 関	作 業 の 種 類	終 了 年 月 日
掛 川 市	公 共 測 量（ 基 準 点 測 量 ）	令 和 7 年 3 月 28 日